

令和2年4月1日から有害ごみ(戸別収集)の出し方が変わります

変更点

1. 廃エアゾール製品(各種スプレー缶、カセットボンベ等)は使い切って(穴開けは不要)有害ごみで出すようになります。
2. 小型充電式電池(取り外しができないものを含む)を出せるようになります。
3. 水銀使用廃製品(㊦)と水銀使用廃製品以外(㊧)を別々の袋に入れて出すようになります。

	3月31日まで		4月1日から
廃エアゾール製品	びん・缶	➡	有害ごみ
	穴を開ける		穴を開けない
小型充電式電池	収集できない	➡	収集できる
ごみ袋	まとめて1つの袋	➡	水銀使用廃製品とそれ以外の有害ごみを別々の袋

目的

変更点1	穴開け時の火災事故の防止 収集及び中間処理における火災・爆発事故の防止
変更点2	市への排出が可能となることで排出しやすさの向上 収集及び中間処理における火災事故の防止
変更点3	水銀使用廃製品による他の廃棄物への水銀汚染の防止

ポイント

廃エアゾール製品(各種スプレー缶、カセットボンベ等)は、**中身を完全に使い切って**から**穴を開けずに**有害ごみで出してください。



【注意】

びん・缶の指定袋でゴミステーションに排出すると違反ごみとなります。

中身を使い切るためにスプレー缶等を噴射する場合は、火の気のない、風通しの良い場所で行ってください。

回収対象の小型充電式電池は、下記のマークがあるものです。



なお、上記小型充電式電池を取り外せない30cm角未満の小型家電も対象となります。

【注意】 ～火災を防ぐために～

端子部をビニールテープで覆って出してください。

有害ごみの種類具体例

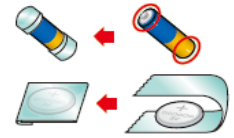


水銀使用廃製品 (㊦) 蛍光管、水銀体温計・温度計・血圧計

【注意】

小型充電式電池及びコイン型電池は、火災を防ぐために端子部をビニールテープで覆ってください。

(例)



水銀使用廃製品以外 (㊧) 乾電池、ライター、小型充電式電池、モバイルバッテリー、充電式電池を取り外せない30cm角未満の小型家電（例：充電式シェーバー、電子タバコ、電動歯ブラシなど）、コイン型電池（型式記号BR・CRのみ）、各種スプレー缶、カセットボンベ

出し方と有害ごみ処理手数料

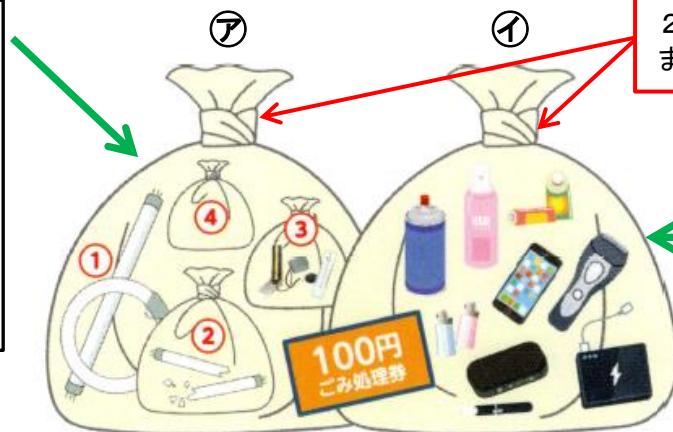
4.5リットル以内の透明または半透明の袋

原則、1袋につき100円の処理券が必要ですが、㊦と㊧の組み合わせで2袋出す場合は、合計10kgまでは100円（処理券を2袋にまたぐように貼付）で出せます。

有害ごみの種類及び袋への入れ方

㊦水銀使用廃製品

蛍光管 (1)、
割れた蛍光管 (2)、
水銀体温計・温度計・血圧計 (3)、
割れた水銀体温計・温度計・血圧計 (4)
のうち、②～④はそれぞれ中身が見える袋に入れたうえ、①とともに一つの袋 (㊦) にまとめてください。



2袋をそれぞれで結び、まとめないでください。

㊧水銀使用
廃製品以外

【注意】 2袋合わせて、10kgまで

有害ごみと間違えやすいもの

- ※白熱灯・LED電球・点灯管は「燃やせないごみ」です。
- ※デジタル体温計・デジタル血圧計は「燃やせないごみ」です。
- ※型式記号「BR」「CR」以外のボタン電池は、販売店にご相談ください。

問い合わせ先
下関市
クリーン推進課
Tel.252-7165